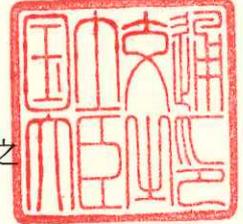


国海員第 308 号  
令和 8 年 1 月 16 日

交通政策審議会  
会長 橋本 英二 殿

国土交通大臣  
金子 恭之



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 110 条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第 500 号

船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令案及び船員の治療と就業との両立支援指針案について

諮問理由

別紙のとおり船員労働安全衛生規則の一部を改正するとともに、船員の治療と就業との両立支援指針を制定することについて、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員労働安全衛生規則の一部を改正する省令案及び船員の治療と就業との両立支援指針案について

### 1. 背景

令和 7 年 6 月に公布された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 63 号）による改正後の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和 41 年法律第 132 号）においては、近年の医療技術の進歩等を背景とした、病気を治療しながら仕事をする労働者の増加等を受け、事業主に対し、職場において当該労働者の治療と就業との両立を支援するために必要な措置を講ずる努力義務を課すとともに、当該措置の適切かつ有効な実施を図るために厚生労働大臣が定める指針の根拠規定が設けられることとなった。

船員の健康の保護・増進については、海上労働の特殊性に鑑み、労働法体系ではなく、船員法体系で措置してきたところ、改正労働施策総合推進法で新たに講じられる治療と就業との両立支援についても船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 6 条第 1 項に規定する船員については適用しないこととされている。

これを踏まえ、今般、船員の治療と就業との両立支援について、これが船員の健康の保護・増進を図るための措置の一種であることに鑑み、当該措置を規定する船員労働安全衛生規則（昭和 39 年運輸省令第 53 号）に所要の規定を追加する等の改正を行うこととするとともに、国土交通大臣が告示で定める指針として、「船員の治療と就業との両立支援指針」を制定することとする。

### 2. 概要

#### （1）船員労働安全衛生規則の一部改正

船員労働安全衛生規則について、船舶所有者は、負傷、疾病その他の理由により治療を受ける船員について、その治療と就業との両立を支援するため、国土交通大臣が告示で定める指針に従い、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定を新設するとともに、努力義務に係る規定の表現を統一する改正を行う。

#### （2）「船員の治療と就業との両立支援指針」の制定

「船員の治療と就業との両立支援指針」について、主に以下の内容を定める。

#### 1 船員の治療と就業との両立支援の趣旨

- ・船舶所有者並びにその人事労務担当者及び産業保健スタッフは、「船員の治療と就業との両立支援指針」（以下「本指針」という。）に従い、船員の治療と就業との両立を支援するために必要な措置を講ずるよう努める必要があるが、負傷、疾病その他の理由により治療を受ける船員本人やその家族、医療機関の関係者を始めとする当該船員の治療と就業との両立支援に関わる者についても、本指針を活用することが可能であること
- ・本指針において、治療と就業との両立を支援すべき対象となる船員の疾病（負傷を含む。以下同じ。）は、特定の疾病であって、医師により、その増悪の防止等のため継続した治療が必要と診断され、かつ、就業の継続に当たり船舶所有者の配慮が必要と認められるものとする
- ・本指針は、その雇用形態にかかわらず、全ての船員を対象とし、そのうち、既に雇入契約を結んでいる船員への措置を特に念頭に置いている一方で、今後新たに雇入契約を結ぶ予定がある者で、その就業に当たり治療の継続が必要なものについても、本指針に従い必要な措置を講ずることが望ましいこと

## 2 船員法体系の制度と船員の治療と就業との両立支援との関係

- ・船員法（昭和22年法律第100号）第83条第1項において、船舶所有者は、国土交通大臣の指定する医師が船内労働に適することを証明した健康証明書を持たない者を船舶に乗り組ませてもらってはならない旨を規定しているが、疾病を抱えた船員であっても、健康証明書を受けることができた場合は船舶に乗り組むことが可能であるため、船舶所有者は、船内労働によって当該船員の疾病が増悪しないよう、その治療と就業との両立支援に努めることが重要であること
- ・船舶所有者は、船員法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第42号）により義務付けられた、健康検査を受けた船員に対する措置と同様に、疾病を抱える船員についても、必要に応じて就業する場所を変更する等の措置を講ずることが望ましいこと

## 3 船員の治療と就業との両立支援のために船舶所有者等が講ずべき措置

- (1) 船員本人による治療と就業との両立支援を必要とする旨の申出並びに必要な情報の収集及び提供
  - ・船舶所有者に対し、治療と就業との両立支援を必要とする旨の申出を行った船員は、当該両立支援に必要な情報を主治医から収集し、船舶所有者に提供する必要があること
  - ・船舶所有者は、船員から提供された情報が、その治療と就業との両立支援に係る検討を行う上で不十分と認めるときは、当該船員に代わって当該船員の主治医から更に必要な情報を収集することが望ましいこと
  - ・船舶所有者が船員の主治医から更に必要な情報を収集するに当たっては、事前に当該船員本人の同意を得る必要があるほか、当該船舶所有者に産業保健スタ

ップがいる場合には当該産業保健スタッフが、いない場合にはその人事労務担当者等が当該情報の収集を行うことが望ましいこと 等

(2) 船舶所有者による産業医等に対する情報提供及び意見聴取

- ・船舶所有者は、船員に対する就業上の措置及びその治療について配慮すべき事項を検討するに当たり、当該船員を通じてその主治医から提供された情報を産業医等に提供するとともに、当該産業医等から当該船員の就業継続の可否等に関する意見を聴取すること

(3) 船舶所有者による船員の就業継続の可否の判断及び当該船員に対する就業上の措置等の実施

ア 船員の就業継続の可否の判断等

- ・船舶所有者は、船員の主治医及び産業医等の意見を勘案しつつ、当該船員が治療を受けながら就業を継続することが可能であるか否かについて検討し、可能であると判断した場合には、就業によって当該船員の疾病が増悪しないよう就業上の措置等を決定し、これを実施すること 等

イ 「治療と就業との両立支援プラン」の作成

- ・船舶所有者は、船員が治療を受けながら就業を継続することが可能であると判断した場合には、必要に応じて、当該船員の治療と就業との両立支援に係る具体的な内容及びスケジュール等についてまとめた計画（以下「治療と就業との両立支援プラン」という。）を作成すること

ウ 「治療と就業との両立支援プラン」等に基づく取組の実施とフォローアップ

- ・船舶所有者は、治療と就業との両立支援プラン等に基づき、船員に対して必要な就業上の措置及び治療に対する配慮を行うこと 等

エ 船員の周囲の者への対応

- ・船舶所有者は、船員に対して就業上の措置及び治療に対する配慮を行うに当たり、当該船員本人の同意を得た上で、その周囲の同僚や上司等に対して、必要と認められる範囲内において、当該配慮の前提となる病状等の情報を可能な限り共有すること 等

(4) 船舶所有者による船員の職場復帰の可否の判断及び当該船員に対する職場復帰後の就業上の措置等の実施

ア 船員の職場復帰の可否の判断

- ・船舶所有者は、船員の疾病が回復した場合、所定の手続により、その職場復帰の可否を判断すること

イ 「職場復帰支援プラン」の作成

- ・船舶所有者は、船員の職場復帰が可能であると判断した場合には、必要に応じて、当該船員が職場に復帰するまでの計画（以下「職場復帰支援プラン」という。）を作成すること 等

ウ 「職場復帰支援プラン」等に基づく取組の実施とフォローアップ

- ・船舶所有者は、職場復帰支援プラン等に基づき、船員に対して必要な就業上の措置及び治療に対する配慮を行うこと 等

#### エ 船員の周囲の者への対応

- ・船舶所有者は、船員に対して就業上の措置及び治療に対する配慮を行うに当たり、当該船員本人の同意を得た上で、その周囲の同僚や上司等に対して、必要と認められる範囲内において、当該配慮の前提となる病状等の情報を可能な限り共有すること 等

#### (5) 船員に業務遂行に影響を及ぼし得る状態の継続が判明した場合の対応

- ・船舶所有者は、船員について、その疾病の治療後において業務遂行に影響を及ぼし得る状態が継続することが判明した場合には、当該船員本人の同意が得られるよう努めた上で、必要な就業上の措置を講ずること 等

#### (6) 船員の治療後の経過が順調でない場合の対応

- ・船舶所有者は、船員の治療後の経過が順調でなく、その疾病の増悪により、治療と就業との両立が困難となる場合には、当該船員の意向も考慮しつつ、その就業継続の可否について、改めて慎重に判断すること 等

#### (7) 船員の疾病が再発した場合の対応

- ・船舶所有者は、船員について、職場復帰後にその疾病が再発した場合も念頭に置き、その治療と就業との両立支援を行うこと 等

### 4 船員の治療と就業との両立支援を行うための環境整備

#### (1) 船員の治療と就業との両立支援に関する基本方針等の作成等

- ・船舶所有者は、船員の治療と就業との両立支援に関する基本方針等を作成した上で、これを表明し、及び周知すること 等

#### (2) 船員の治療と就業との両立支援を実現するための職場風土の醸成

- ・船舶所有者は、治療と就業との両立支援を必要とする船員向けの相談窓口の設置等に係る取組を行う必要があること 等

#### (3) 船員の治療と就業との両立支援に関する制度・体制の整備

- ・船舶所有者は、休暇制度や勤務制度を始めとする船員の治療と就業との両立支援に関する制度及びその実施体制の整備を行うこと 等

#### (4) 船舶内外の連携等

- ・船舶所有者及び船員は、産業保健スタッフ及び当該船員の主治医のほか、必要に応じて、当該主治医と連携している医療ソーシャルワーカーや看護師とも連携すること 等

### 5 船員の治療と就業との両立支援を行うに当たっての留意事項

#### (1) 船員の安全と健康の確保

- ・船舶所有者は、その業務の繁忙等を理由として、船員に対し、適切な就業上の措置等を講じないことがあってはならないこと

- (2) 船員本人による取組
  - ・ 疾病を抱える船員本人が、治療や疾病の増悪の防止等に適切に取り組むこと
- (3) 船員の疾病及びその治療に対する誤解及び偏見の防止のための配慮
  - ・ 船舶所有者等は、船員の疾病及びその治療に対する誤解や偏見が生じないように必要な配慮を行うこと
- (4) 船員の個人情報の保護
  - ・ 船舶所有者は、船員の治療と就業との両立支援を行う上で必要となる船員個人の健康情報について、原則として、当該船員本人の同意なく取得してはならないこと 等
- (5) 船員本人と直接連絡が取れない場合の対応
  - ・ 船舶所有者は、船員本人と直接連絡が取れない場合において、必要に応じて、当該船員の家族等から必要な情報の収集等を行うこと
- (6) 健康検査における主治医の意見の活用について
  - ・ 現に疾病を治療中の船員は、新たに健康検査を受けるに当たり、その主治医の就労に関する意見を、あらかじめ、当該健康検査を行う医師に伝達することが望ましいこと 等

### **3. スケジュール**

公 布：令和8年3月中旬【P】

施 行：令和8年4月1日【P】